

## 飛騨高山国際協会 緊急対応コミュニケーションサポーター制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高山市内において、災害・事件・事故・医療等緊急に対応が必要となる事案（以下「要緊急対応事案」という。）が発生した場合あるいは発生する恐れがある場合に、外国人旅行者等を支援するため、緊急事案に対応できる通訳・翻訳者等の登録、活動内容等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 飛騨高山国際協会

第4号の緊急対応コミュニケーションサポーターの登録、管理、協力要請に関するコーディネート、研修等を行う団体

#### (2) 要支援者

要緊急対応事案発生時に支援を要請する者

#### (3) 緊急対応団体

要支援者からの支援要請に対応する次の者

ア 高山市

イ 高山赤十字病院

ウ 久美愛厚生病院

エ 高山警察署

オ 飛騨高山国際誘客協議会

カ その他要支援者からの支援要請に対応しようとする者で飛騨高山国際協会が認める者

#### (4) 緊急対応コミュニケーションサポーター（以下「サポーター」という。）

緊急対応団体からの依頼に基づき、要支援者と緊急対応団体の意思疎通を行う者

#### (登録要件)

第3条 サポーターとして登録する者は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

(1) 要緊急対応事案が発生した場合に、要支援者の要請に対応する緊急対応団体の活動への協力について意欲のある者（日本人・外国人ともに登録可能）

(2) 要緊急対応事案に対応できるだけの言語能力を有する者（語学資格の有無等は不問）

(3) 高山市内で開催される研修や訓練に参加できる者

(4) 第4条の規定に基づくサポーターの登録情報について、第5条に規定する緊急対応団体との共有に同意する者

(5) 第8条第2項の規定に基づく個人情報の保護に同意する者

#### (サポーターの登録)

第4条 サポーターとして登録しようとする者は、緊急対応コミュニケーションサポーター登録申込書（別記様式第1号）（以下「登録申込書」という。）により、飛騨高山国際協会に申し込むものとする。

2 前項の規定による登録の申込みがあった場合には、飛騨高山国際協会は登録申込書の

記載事項が前条の登録要件を満たしているかを確認し、サポーターとして登録するものとする。なお、飛騨高山国際協会が必要と判断した場合は、登録要件を満たしているかの確認のため、申込みをした者に対して事前に面接等を行うことができる。

3 飛騨高山国際協会は、前項の規定によりサポーターとして登録した者に対し、緊急対応コミュニケーションサポーター証（別記様式第2号）を発行する。

4 サポーターは登録申込書に記載の登録事項に変更があったとき、または登録を取り消そうとするときは、すみやかにその旨を飛騨高山国際協会に届け出るものとする。

（サポーター情報の共有）

第5条 飛騨高山国際協会は、登録されたサポーターの情報について、登録申込書に記載された事項を緊急対応コミュニケーションサポーター登録簿（別記様式第3号）（以下「登録簿」という。）に掲載し、要緊急対応事案発生時において速やかに対応できることを目的として、緊急対応団体と情報を共有するものとする。

2 緊急対応団体は、前項の規定により取得したサポーターの情報は、当要綱に基づく活動等のみに使用するものとし、外部に漏えいしないよう厳重に管理するものとする。

（緊急対応団体の登録）

第6条 緊急対応団体は、当要綱によるサポーター情報の共有並びにサポーターを活用するため、当要綱の規定を承認の上、緊急対応コミュニケーションサポーター利用申込書（別記様式第4号）により飛騨高山国際協会に利用を申し込むものとし、協会が申込を受理した日から当幹旋事業を利用できるものとする。

2 緊急対応団体は、前項の申込内容に変更がある場合は、速やかに飛騨高山国際協会に届出るものとする。

3 飛騨高山国際協会は、第1項の規定に関わらず、人命保護等のため緊急性が高いと判断した場合は、必要な者へのサポーター情報の共有並びにサポーターの活用を認めるものとする。

4 医療機関が緊急対応団体に登録した場合は、当該医療機関は、第8条第3項に規定する通訳等の範囲を明確化するため、飛騨高山国際協会と協議し、サポーターを利用する前に必要な研修を行うものとする。なお、当該医療機関は、研修を修了していないサポーターに対し、協力要請をすることができない。

（サポーターへの協力要請）

第7条 飛騨高山国際協会は、要緊急対応事案が発生した場合における緊急対応団体からの依頼または飛騨高山国際協会の判断に基づき、サポーターに対して協力要請を行うものとする。

2 要緊急対応事案が小規模かつ単独で発生した場合、緊急対応団体は、直接サポーターに対して協力要請を行うことができる。ただし、その場合、緊急対応団体は、飛騨高山国際協会に報告するものとする。

（活動内容）

第8条 サポーターは、飛騨高山国際協会または緊急対応団体からの協力要請に基づき、要緊急対応事案における通訳・翻訳等の業務を行うものとする。

2 サポーターは、当要綱に基づく活動を通じて知り得た個人情報については、個人情報保護に関する法令・条例及び規範を遵守し、外部に漏えいしないものとする。

3 第1項の規定に関わらず、サポーターの医療機関における業務は、日常的な診療・検査に係る事項についての通訳・翻訳等とし、インフォームド・コンセントのような高度医療における通訳・翻訳等の業務は行わないものとする。

(謝礼金等)

第9条 飛騨高山国際協会または緊急対応団体は、第7条の規定によりサポーターを利用した場合は、協力を要請したサポーターに対し、謝礼金を支給することができる。

2 謝礼金は、サポーターの活動に係る1時間あたり5,150円とし、利用時間は、原則としてサポーターが協力要請を承諾した時点から、協力を要請した団体がサポーターに対して業務の終了を通知した時点までとする。なお、1時間未満の業務時間は切り上げて計算するものとし、著しい緊急時の対応などで業務の開始時間と終了時間が不明確な場合は、協力を要請した団体等とサポーターの相互協議により業務時間を決定するものとする。

3 飛騨高山国際協会または緊急対応団体は、サポーターの利用に係る費用の範囲内で、要支援者から費用の負担を求めることができる。

(保険等)

第10条 サポーターとして登録する者は、飛騨高山国際協会において加入する賠償責任保険並びに傷害保険に登録するものとする。ただし、第8条第3項に規定する日常的な診療・検査に係る事項についての通訳・翻訳等に係る損害賠償保険には加入しないものとする。

2 第8条第3項に規定する日常的な診療・検査に係る事項についての通訳・翻訳等の過誤について、飛騨高山国際協会及びサポーターは医療機関及び要支援者に対して賠償の責任を負わないものとする。なお、医療機関及び要支援者は、当要綱によるサポーターを利用する場合は、この規定に同意したものとし、飛騨高山国際協会及びサポーターに対していかなる賠償請求もしないものとする。

(業務完了の報告)

第11条 サポーターは、業務完了後、飛騨高山国際協会に緊急対応コミュニケーションサポーター業務完了報告書(別記様式第5号)により速やかに報告するものとする。

(サポーターの育成)

第12条 飛騨高山国際協会は、緊急対応団体と連携し、サポーターの育成のために必要な研修を行うものとする。

(サポーターの登録抹消)

第13条 飛騨高山国際協会は、サポーターが第3条各号に規定する登録要件を満たさないことを確認した場合、第8条に規定する活動に際して重大な過失があった場合または活動の内外を問わずその品位を失うべき非行がありサポーターとして適当でないと判断した場合は、サポーターの登録を抹消することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、飛騨高山国際協会が別に定める。

附 則(平成29年2月14日決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。ただし、第7条の規定は、平成29年4月1日以後に別に飛騨高山国際協会が定める日から施行する。
- 2 飛騨高山国際協会 災害時コミュニケーションサポーター制度要綱(平成26年9月1日施行)は、第7条の規定が施行された日に廃止する。

飛騨高山国際協会  
緊急対応コミュニケーションサポーター登録申込書

私は、緊急対応コミュニケーションサポーターとして登録したいので、下記のとおり申し込みます。  
また、緊急対応コミュニケーションサポーターの業務を行う際は、下記事項の遵守を誓約します。

- 1 飛騨高山国際協会 緊急対応コミュニケーションサポーター制度要綱に従うとともに、関係機関と協力して、誠実に業務を行います。
- 2 業務上知り得た秘密は、登録時のみならず、登録が抹消された後も第三者に漏らしません。
- 3 自己の不注意によって関係者に損害を与えないよう、誠実に業務を遂行します。

申込日	年 月 日	連絡先
生年月日	年 月 日	携帯：
名 前 (※自署)	フリガナ	— —
		TEL：自宅／職場
性 別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	— —
		FAX：自宅／職場
住 所	〒 —	PC メール：
		— @
		携帯メール：
		— @

国 籍		母国語	
使用可能言語		言語に関する資格等	
語			
語			
語			
<p>語学以外の資格・専門等（情報・通信、心のケア、福祉・医療、その他） ※具体的にご記入ください。</p>			

(裏面)

対応可能分野	災害	事故	事件	医療	その他
(該当分野に○ 複数選択可)  ※「その他」欄に は該当分野を記述					

業務可能日時 (該当箇所に○ 複数選択可)	平日	午前・午後・夜間	土曜	午前・午後・夜間
	日曜	午前・午後・夜間	祝日	午前・午後・夜間
その他特記事項				

私は、\_\_\_\_\_が本書の内容で、飛騨高山国際協会緊急対応コミュニケーションサポーター制度要綱に基づく緊急対応コミュニケーションサポーター制度として登録することに同意します。

続柄\_\_\_\_\_ 署名 \_\_\_\_\_ (印)

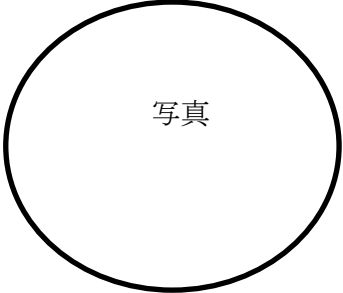
(20歳未満の方は、この欄に保護者の方の同意をお願いします。)

※登録年月日	※登録番号
--------	-------

「※」は飛騨高山国際協会使用欄です。

別記様式第2号（第4条関係）

表面

緊急対応コミュニケーションサポーター証 登録番号： 氏名：	
<p>上記の者は飛騨高山国際協会 緊急対応コミュニケーションサポーター制度要綱に基づく緊急対応コミュニケーションサポーター登録者であることを証明する。</p> <p>発行年月日：平成〇〇年 〇月 〇日</p> <p style="text-align: right;">飛騨高山国際協会 会長 印</p>	

裏面

<p style="text-align: center;"><b>【倫理遵守事項】</b></p> <p>私は緊急対応コミュニケーションサポーターとして、下記倫理事項を順守します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・通訳は忠実かつ正確に行い、分からないことについて確認することを怠りません。</li><li>・中立した立場で通訳します。</li><li>・支援を必要とする方の国籍、人種、民族、宗教、性別、社会的地位に関わらず、思いやりを持って公平に対応します。</li><li>・支援を必要とする方のプライバシーを尊重し、職務上知り得た秘密については一切他言しません。</li><li>・常に通訳技術等の向上に努めます。</li><li>・約束の時間を厳守し、華美な服装や装飾品を身につけることなく、清潔な身なりを心がけ、品行の保持に努めます。</li></ul>
--





別記様式第4号（第6条関係）

飛騨高山国際協会 緊急対応コミュニケーションサポーター利用申込書

飛騨高山国際協会 会長 様

飛騨高山国際協会 緊急対応コミュニケーションサポーター制度要綱に規定される事項に同意のうえ、利用を申込みます。\*

年 月 日

（利用団体等名）

（代表者職氏名）

印

団体等名称	
郵便番号 住所	〒
代表者職氏名	
担当部署	
担当者職氏名	
電話番号	
FAX番号	
電子メール	
緊急対応コミュニケーションサポーターの利用目的	

飛騨高山国際協会 緊急対応コミュニケーションサポーター業務完了報告書

平成 年 月 日

飛騨高山国際協会 会長 様

(サポーター) 登録番号

氏 名

⑩

電 話

F A X

メールアドレス

下記のとおり、緊急対応コミュニケーションサポーターの業務が完了しましたので、報告します。

業務時間	年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで
主な業務内容	<input type="checkbox"/> 災害 <input type="checkbox"/> 事故 <input type="checkbox"/> 事件 <input type="checkbox"/> 医療 <input type="checkbox"/> その他
その他特記事項：特に報告することがあればご記入ください。	